

保険の定か



JCBカード会員用

JCBカード

INSURANCE BOOK

JCBカードに自動付帯されている各種保険はJCBが契約者となり保 険料を負担しております。従いまして、普通保険約款および特約条 項はJCBにおいて保管しており、本書は被保険者(保険の補償を受 けられる方)である会員の皆様に保険の概要を抜粋してご説明する 目的でお送りしています。

ご一読のうえ保存されますようお願いいたします。

また、海外旅行の際は緊急時に備えご携帯ください。

INDEX

■JCBカード旅行傷害保険
1.保険金をお支払いする場合(海外旅行傷害保険)・・・・・・3~4
2.保険金をお支払いする場合(国内旅行傷害保険)・・・・・・5~6
3.保険金をお支払いできない主な場合(海外/国内旅行)・・・・7~8
■JCBカードショッピングガード保険 (海外)・・・・・・・・9~10
■保険金の請求について
1.保険金請求手続き/2.必要書類11~13
■海外でお困りの際のホットラインサービス
日本語安心サービス14~16
■国際電話のかけ方・・・・・・17

本保険はJCB ORIGINALシリーズのJCBカードに付帯されるもの です。ORIGINALシリーズ対象のJCBカードには、カードご利用代 金明細書ならびに、MvJCBカードご利用明細照会画面のカード名 称欄の名称先頭に【OS】と表示されます。

■事故時の連絡先・お問い合わせ・・・・・・・18

表示例: 【OS】 JCBカード

※発行会社によりカード名称は異なります。

JCBカード旅行傷害保険

被保険者: MvIチェック登録したJCBカード会員が被保険者となります。被保険者で

(保険の補償を ある期間の開始・終了時期は下記のとおりです。

受けなれる方) ●毎月MyJチェック登録締切目(毎月19日)までに登録された方について、 翌月10日の午前0時から被保険者となります。

> ●毎月MvIチェック登録締切日(毎月19日)において登録有無の確認を行 い、解除が確認された場合には翌月9日の午後12時をもって被保険者と なる期間が終了します。

1 海外旅行傷害保険(利用条件付)

○ 適用条件:海外旅行に関する所定の料金のお支払いにJCBカードをご利用いただい た場合、海外旅行傷害保険が適用されます。

※所定の料金とは…

①「搭乗する公共交通乗用具 |または②「参加する募集型企画旅行 | の料金。募集型企画旅行は、日本出国前にJCBカードをご利用いた だいた場合に限ります。

なる旅行期間)

○責任期間:「適用条件 | に合致する海外旅行について、海外旅行の目的をもって目 (保険の対象と 本国内の住居を出発されてから住居に帰着されるまでの間で、かつ、日 本を出国した前日の午前0時から日本に入国した翌日の午後12時までが 責任期間となります。ただし、その料金のお支払いにJCBカードをご利用 いただいた時以降に限ります。また、1回の海外旅行ごとの責任期間は、 それぞれ次の期間をもって限度とします。

> ①日本出国前に公共交通乗用具または募集型企画旅行の料金のお支 払いにJCBカードをご利用いただいた場合は日本出国時から3か月後 の午後12時までの旅行期間。

> ②①に該当しない場合で、日本出国後に公共交通乗用具の料金のお支 払いにJCBカードをご利用いただいたときは、最初の利用時から3か月 後の午後12時までの旅行期間。

○補償内欠

O 1111 DK 1 7 E	
傷害による死亡・後遺障害	最高3,000万円
傷害による治療費用	100万円限度
疾病による治療費用	100万円限度
賠償責任	2,000万円限度
携行品の損害(自己負担額1事故3,000円)	20万円限度
救援者費用等	100万円限度

2.国内旅行傷害保険(利用条件付)

○ 適用条件:国内旅行に関する所定の料金のお支払いに事前にJCBカードをご利用 いただいた場合、国内旅行傷害保険が適用されます。

※所定の料金とは…

①「搭乗する公共交通乗用具」、②「旅館、ホテル等の宿泊施設」、③「参 加する募集型企画旅行 | の料金。

○補償内容

②旅館・ホテル宿泊中の火災・爆発による傷害事故 死亡・後遺障害 最高3,000万円 3宿泊を伴う募集型企画旅行参加中の傷害事故

3.注意事項

※ご出発前に上記保険に関する手続きは一切必要ありません。

- ※死亡保険金の受取人は、被保険者の法定相続人、その他の保険については被保険者となります。 ただし、救援者費用保険金については、被保険者または法定相続人のうち、当該費用を負担し た方とします。
- ※海外・国内旅行傷害保険の死亡保険金額、後遺障害保険金額、入院日額、および通院日額につ きましては、他のクレジットカード付帯の保険契約から保険金が支払われる場合には、この契約お よびそれらの契約のうち、最も高い保険金額・日額を限度として按分して保険金が支払われます。 (後遺障害保険金は最も高い保険金額に普通保険約款にて定める支払い割合を乗じた金額を 限度として按分して支払われます。)
- ※海外旅行傷害保険の死亡・後遺障害保険金以外の各種保険金につきましては、他の旅行傷害 保険契約などの重複契約がある場合には、全ての契約から支払われる保険金の合計額は、そ れぞれの保険金額を合算した額の範囲内で実際の損害額が上限となります。
- ※補償内容についてはP.3~8をご覧ください。
- ※補償内容については諸般の事情により一部変更することがございます。詳しくはP.18の「お問い 合わせ | にご確認ください。
- 引受保险会社:日本興亜指害保险株式会社

保険金をお支払いする場合

海外旅行傷害保険

★MyJチェック登録したJCBカード会員が被保険者となります。

★海外旅行に関する所定の料金のお支払いにJCBカードをご利用いただいた場合、本保険が適用されます。

★詳しくはP.2「JCBカード旅行傷害保険」をご確認ください。

係	以険の種類	保険金額	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金※				
傷	後遺障書 90万円~ 3,000万円 諸障害を生じたとき。 旅行期間中の事故によるケガが 医師の治療を受けたとき。		旅行期間中の事故によるケガが原因で 事故の日から180日以内に死亡または後 遺障害を生じたとき。	①亡くなられたとき・・・・・・保険金額(死亡・後遺障害)の100%をお支払いします。 ②後遺障害を生じたとき・・・・・その程度に応じて保険金額(死亡・後遺障害) の3%~100%をお支払いします。 [注: ①でお支払いする保険金は、保険金をお支払いする原因となったケガにより、傷害後 遺障害保険金をお支払いしている場合には、すでにお支払いした傷害後遺障害保 険金を控除した残額となります。				
害			注 事故の日から180日以内に要した	下記の①~③の費用のうち実際に支出された金額を、傷害の場合は1回の 事故につき、疾病の場合は1回の病気につき各々の保険金額を限度として お支払いします。				
疾病	治療費用	100万円限度	旅行期間中に発病または原因が発生し(下記の特定の感染症の場合は感染し)旅行期間中または旅行行程線了後72時間を経過するまでに(下記の特定の感染症の場合は30日間を経過するまでに)医師の治療を受けられたとき。 「特定の感染症とはコレラペスト、天然療、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エデラ出血熱、グリミア・コンゴ出血熱、マールブルク病、コウンジオイアス症、デングミア・コンゴ出血熱、マールブルク病、コウンジオイアス症、デンクリス・コンゴ、エストナイル熱、リッサウイルス感染症、発症性出血熱、ハンタウルルストナイル熱、リッサウイルス感染症、水のイルス感染症、赤痢・ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフト・バレー熱、レアトスピラ症をいれます。」 「注 最初の治療日から180日以内に要した費用に限ります。	□ 治療のために必要な次の費用 (1)診療費・手術費等診療関係費、入院費 (2)病院までの交通費、緊急送費、転院費(入院先の病院で治療が困難な場合など) (3)ホテル客料(入院が不可能である場合など) (4)通訳雇用費用 (5)義手・義足修理費〈傷害治療のみ〉 ② 入院により必要となった身の回り品購入費(5万円限度)、通信費(1回の故につき、合算して20万円限度) ③ 入院または通院により必要となった旅行行程復帰または、帰国のための通費、宿泊費(本来帰国に要すべき費用を除きます。)				
Д	涪償責任	2,000万円限度	旅行期間中に誤って他人をケガさせたり 他人のものを壊したりして、被害者から 法律上の損害賠償を請求されたとき。	下記①、②のうち実際に支出された金額を1回の事故につき保険金額を限度としてお支払いします。 ①法律上支払わなければならない損害賠償金 ②保険会社が妥当と認めた以下の費用 ○損害防止軽減費用 ○緊急費用 ○訴訟費用等				
携行品損害 保険期間中		1旅行中 20万円限度 保険期間中 100万円限度	旅行期間中に携行する身の回り品(被保険者の所有するもの)が盗まれたり、 事故により壊れたりしたとき。	時価額または修理費のいずれか低い額を限度としてお支払いします。ただし 携行品1つ(1点または1対)あたり10万円が限度となります。また、旅券の盗難 等による損害については、現地での再発給費用(交通費、宿泊費を含みます。) を5万円を限度としてお支払いします。 注1 1回の事故毎に損害額のうち3,000円はご自身で負担していただきます。 注2 乗車船券、航空券等については、事故の後に実際に支出した費用を 1事故につき5万円を限度としてお支払いします。				
救援者費用等 1		100万円限度	旅行期間中に 1.ケガをして事故の日から180日以内に亡くなられたとき。 2.病気により亡くなられたとき。 3.病気にかかり医師の治療を受け、旅行行程終了後30日以内に亡くなられたとき。 4.ケガまたは病気により継続して3日以上入院されたとき。 5.搭乗している航空機、船舶等が行方不明または遭難したとき。 6.事故により生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要となったとき。(ただし被保険者の無事が確認できた後に現地に赴く救援者の費用は対象となりません。)	被保険者および親族の方が実際に支出した次の費用で日本興亜損害保険(株)が妥当と認めた費用を保険期間中、保険金額を限度としてお支払いします。 ① 搜索救助費用 ② 救援者の現地までの往復航空運賃などの交通費 ③ 救援者のホテルなど宿泊施設の客室料(救援者1名につき14日分まで) ④ 救援者の渡航手続費、現地での諸雑費 ⑤ 現地からの移送費 ⑥ 遺体処理費用(100万円限度) 上記②から④の費用は右表の金額が限度となります。また、3日から6日までの入院の場合によ、⑤の移送費用は支払われません。 ② 20万円 ② 20				

[※]上の表中の「お支払いする保険金」欄に上限金額が明記されている項目につきましては、他の海外旅行傷害保険契約との重複がある場合でも、実際に支払われる保険金の合計額は明記されている額が上限となります。 ※旅行をキャンセルした場合等に新たに生じるキャンセル代等につきましては、補償の対象とはなりません。

保険金をお支払いする場合

★MyJチェック登録したJCBカード会員が被保険者となります。

国内旅行傷害保険 ★「保険金をお支払いする場合」①~③の利用料金をカード会員がJCBカードでお支払いする場合に本保険が適用されます。 ★詳しくはP.2「JCBカード旅行傷害保険」をご確認ください。

※下記①~②の性合 保险会をおすれいいた」ます

保険の種類	保険金額	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
傷 死亡 後遺障害 害	死亡 3,000万円 後遺障害 90万円~ 3,000万円	①被保険者がJCBカードにより国内航空機、船舶等の公共交通 乗用具の搭乗券を購入し、またはJCBが交付するJAL、ANAの エアクーボンを利用し、乗客として当該公共交通乗用具に搭乗 中に損害を被り右記の(1)~(2)に該当したとき。 ※航空機に搭乗の場合は、航空機の乗客に限り入場が許される 飛行場構内における傷害事故および航空機の不時着陸時の接 続交通乗用具搭乗中を含みます。 ②被保険者が(株) JCBトラベルもしくはJCB加盟の旅行代理店、 宿泊施設、運輸会社等で宿泊施設の予約を行い、その料金を JCBカードでチェックイン以前に支払った場合で、その宿泊施設の 火災・爆発事故により傷害を被り、右記の(1)~(2)に該当したとき。 ③被保険者が、JCBカードにより宿泊を伴う募集型企画旅行の料 金を支払い、これに参加中に傷害を被り、右記の(1)~(2)に該 当したとき。	左記の①~③によりその傷害が原因で事故の日から180日 以内に (1)亡くなられたとき・・・・・・3,000万円 (2)後遺障害を生じたとき・・・・・その程度に応じて 90万円~3,000万円

※国内旅行傷害保険において:「募集型企画旅行」とは…………… あらかじめ旅行の日程·交通手段・宿泊施設・旅行代金が旅行会社により決められており、参加者を募集する形態の旅行(平成16年 12月16日国土交通省告示第1593号に定められた標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に規定するものをいいま す。)をいい、会社の慰安旅行や業務出張などあらかじめ参加者が決定している旅行は募集型企画旅行とはなりません。詳しくは旅 行代金をJCBカードでお支払いいただく際にご確認ください。

「募集型企画旅行に参加中」とは…… 募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等(募集型企画旅行に参加す るために個別に利用する機関は含みません。)を利用した時から最後の運送・宿泊機関等の利用を完了するまでの期間をいいます。 ただし募集型企画旅行の行程から離脱した期間は除きます。

「公共交通乗用具」とは………… 航空法、鉄道事業法、海上運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶等をいいます。

保険金をお支払いできない主な場合

海外旅行傷害保険

	<i>两 </i>
保険の種類	お支払いできない主な場合
傷害	■被保険者、保険金受取人の故意 ■被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ■被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ■被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失 ■戦争、その他の変乱 ■放射線照射・汚染、原子核反応 ■危険なスポーツ(※下記参照 登山・スカイダイビングなど) 中のケガ また、原因のいかんを問わず頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)および腰痛で他覚症状のないものについては保険金をお支払いできません。
疾病	■被保険者、保険金受取人の故意 ■妊娠、出産、早産または流産に起因する病気 ■歯科疾病 また、原因のいかんを問わず頸部症候群(いわゆる「むちうち症」) および腰痛で他覚症状のないものについては保険金を お支払いできません。 [注]保険の対象となる旅行期間開始日以前に発病した病気 についてはお支払いの対象となりません。
賠償責任	■被保険者の業務遂行に直接起因する事故 ■被保険者の親族に対する事故 ■自動車、船、航空機の操縦・操作に起因する事故 ■汚染物質に起因する賠償責任、罰金・違約金・懲罰的賠償額に対する賠償責任 ■預かっている物に関する事故、ただし、次の物はお支払いの対象になります。 (イ)ホテルの客室および客室内の動産(セイフティボックスのキーならびにルームキーを含みます。) (ロ)ホームステイ先の部屋および部屋内の動産(ハ)レンタル業者から貸借した旅行用品または生活用品
携行品 損害	■他人から借りたもの ■すり傷等外観の損傷 ■携行品の設計・材質または製作の欠陥および自然の消耗 ■携行品の置き忘れまたは紛失 ■国または公共団体の公権力の行使(空港等の安全確認検査でのスーツケース等の破壊は除きます。) ■携行していない場合(配送中の事故など)は、お支払いの対象となりません。 また、登山など危険な運動に用いる用具については、それら危険な運動を行なっている間の損害については保険金をお支払いできません。 ■保険の目的である液体の流出 注1 次のような携行品の損害には保険金をお支払いできません。 現金、小切手、株券・形、金証書・クレジットカード、免許証、定期券、帳簿、図面、入歯、コンタクトレンズ、動物、植物、自動車、オートバイ、船など。
救援者 費用等	■被保険者、保険金受取人の故意 ■被保険者の闘争行為、犯罪行為 ■被保険者の頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または 腰痛で他覚症状のないもの ■危険なスポーツ(※下記参照 登山・スカイダイビングなど) 中のケガ ■妊娠、出産等で入院した場合

国	内	旅	行	傷	害	保	除
_		WI.		1223		1/1	$\Gamma \sim$

保険の種類	お支払いできない主な場合
	■被保険者、保険金受取人の故意 ■被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ■被保険者の無資格運転、酒酔い運転 ■被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失 ■地震、噴火または津波
	■戦争、その他の変乱 ■放射線照射・汚染、原子核反応 ■危険なスポーツ(※下記参照 登山・スカイダイビング
傷害	など)中のケガ ■「旅行中」の事故でない場合 (1)通勤・通学中の事故(往復途上の立ち寄り時を含む) (2)通常業務範囲内での移動中の事故(ただし、
	出張旅行中の事故は除きます) (3)日常生活範囲内での買い物や遊興目的の外出中 等、旅行を目的としない外出中の事故
	例)買い物、飲食、習い事、スポーツジムへの往復、病気、 ケガの治療、同好会・チーム活動参加のための往復、 映画鑑賞、観劇(コンサート・舞台・ミュージカル)、 スポーツ観戦、パチンコ、麻雀、競輪、競馬、競艇、 ゲームセンター、カラオケ など
	また、原因のいかんを問わず頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)および腰痛で他覚症状のないものについては保険金をお支払いできません。

※危険なスポーツとは、以下のものをいいます。(以下のスポーツ中のケガは保険金のお支払いはできません。)

山岳登はん(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等) 搭乗、ジャイロブレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

JCBカードショッピングガード保険

ショッピングガード保険(海外)

補償金請求者:JCBカード本会員・家族会員 補償期間:JCBカード会員である期間

年間補償限度額:会員1名につき毎年4月1日から1年間の総補償金

額は100万円限度

自己負担額:1回の事故につき10,000円

補 償 金 額:カードご利用額あるいは購入店の領収書に記載された

物品の購入金額(修理が可能な場合は修理金額) から自己負担額10.000円を控除した額を限度とします。

*物品の購入に際しJCBカードと現金、商品券等を併用された場合には、カード利用額から自己負担額10.000円を控除した額を限度とします。

9

補償を受けられる人および補償金を請求できる人:

この補償サービスにおいて補償を受けられるのは、補償の対象になる物品を正当な権利をもって所有されている方とします。 したがって、会員および家族会員ならびにこれらの方々からの 補償の対象となる物品を譲り受けた方も補償を受けることができます。ただし、いずれの場合も補償を請求することができる のは原則として会員に限られます。

引受保険会社:日本興亜損害保険株式会社

等による場合には物品の到着日)から90日以内に偶然な事故(国内・海外間わず)によって損害を被った場合。 (2) 義厳、義族、コンタクトレンズその他 これらに類するもの (3) 動物および植物 (4) 現金、手形、小切手、その他有価証券、印紙、切手、乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券・定期券・宿泊券・観光券および旅行券をいいます。)旅行者用小切手およびあらゆる種類のチケット (5) 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの (6) 自動車電話・携帯電話およびこれらの 付属品 (7) 食料品 (8) 会員が従事する職業上の商品になるもの (6) かび、むれ、変質、変色その他類似の事由またはねずみ喰い虫喰い等に起因する損害。 (3) 補償の対象となる物品の設計・材質または製作の欠陥およびこれらの欠陥に起因する損害。 (4) 戦争、暴動その他の事変に起因する損害。 (5) 国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。 (6) 核燃料物質の有害な性質に起因する損害。 (7) 置き忘れまたは紛失に起因する損害。 (8) 水災、地震または噴火に起因もしくはこれらに随伴して生じた損害。 (9) 赤豚まなは横角におおいたりに関係して生じた損害。 (9) 赤豚まなは横角におおいたりに関係して生じた損害。 (1) 赤豚まなは横角におおいたりに関係して生じた損害。 (1) 赤豚まなは横角におおいたりに関係して生じた損害。 (1) 赤豚まなは横角におおしてはこれらに随伴して生じた損害。 (1) 赤豚まなは横角におおいたりが、カボス・大は横角におおいたり、カボス・大は横角においたり、カボス・大は横角においたり、カボス・大は横角においたり、カボス・大は横角においたり、カボス・大は横角においたり、カボス・大は横角においたり、カボス・大は横角においたり、カボス・大は横角においたり、カボス・大は大り、カボス・大は横角においたり、カボス・大は横角においたり、カボス・大は大り、カボス・大は大り、カボス・大は大り、カボス・大は大り、カボス・大は大り、カボス・大は大り、カボス・大は大り、カボス・大は大り、カボス・大は大り、カボス・大は大り、カボス・大は大り、カボス・大は大り、カボス・大は大り、カボス・大は大り、カボス・大は大り、カボス・大り、カボス・大は大り、カボス・大は大り、カボス・大は大り、カボス・大は大り、カボス・大は大り、カボス・大は大り、カボス・大は大り、カボス・大は大り、カボス・大は大り、カボス・大り、カボス・大は大り、カボス・大は大り、カボス・大り、カ			
カード会員がJCBカードるものは補償の対象となりません。 (1) 船舶(ヨット・モーターボートおよび、ボートを含みます。) 航空機、自動車原動機付自転車、自転車、ハンググライダ・サーフボード、セーリングボードおよび、およびこれらの付属品の到着日) から90日以内に偶然な事故(国内・海外間わず) によって損害を被った場合。 (2) 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの(3) 動物および植物(4) 現金、手形、小切手、その他有価証券、印紙、切手、乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券・定期券・宿泊券・観光券および旅行券をいいます。) 旅行者用小切手およびあらゆる種類のチケット(5) 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準するもの(6) 自動車電話・携帯電話およびこれらの付属品(7) 食料品(8) 会員が従事する職業上の商品になるもの(6) 非数まなは特質をを受け取る方の故意に起因する損害。(1) 会員または補償金を受け取る方の故意に起因する損害。(2) 補償の対象となる物品の自然の消耗または性質によるさび、かび、むれ、変質、変色その他類似の事由またはねずみ喰い力で、むれ、変質、変色をの他類似の事由またはねずみ喰い力が、むれ、変質、変色をの他類似の事由またはなずる吹き、虫喰い等に起因する損害。(4) 戦争、暴動その他の事変に起因する損害。(5) 国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。(6) 核燃料物質の有害な性質に起因する損害。(7) 置き忘れまたは紛失に起因する損害。(8) 水災、地震または噴火に起因もしくはこれらに随伴して生じた損害。(8) 会員が従事する職業上の商品になるもの(9) 本数まなは禁煙に起因する損害。(8) 水災、地震または噴火に起因もしくはこれらに随伴して生じた損害。(9) 本数まなは禁煙にお見出する場底	お支払いする場合	補償の対象とならない物品	お支払いできない主な場合
象となりません。 ※補償の対象とならない物品は上記以外に追加されることもございます。詳しくはP.18「お問い合わせ」にご確認ください。	カード会員がJCBカードを利用して海外で購入した物品(詳細は右記)で購入日(配送等による場合には物品の到着日)から90日以内に偶然な事故(国内・海外問わず)によって	げるものは補償の対象となりません。 (1) 船舶(ヨット・モーターボートおよびボートを含みます。) 航空機、自動車、原動機付自転車、自転車、ハンググライダー、サーフボード、セーリングボードおよびこれらの付属品 (2) 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの (3) 動物および植物 (4) 現金、手形、小切手、その他有価証券、印紙、切手、乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券・定期券・宿泊券・観光券および旅行券をいいます。) 旅行者用小切手およびあらゆる種類のチケット (5) 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの (6) 自動車電話・携帯電話およびこれらの付属品 (7) 食料品 (8) 会員が従事する職業上の商品になるものメリCBギフトカードで購入した物品は対象となりません。 ※補償の対象とならない物品は上記以外に追加されることもございます。詳しくはP.18「お問い合わせ」にご確認く	 (2)補償の対象となる物品の自然の消耗または性質によるさび、かび、むれ、変質、変色その他類似の事由またはねずみ喰い、虫喰い等に起因する損害。 (3)補償の対象となる物品の設計・材質または製作の欠陥およびこれらの欠陥に起因する損害。 (4)戦争、暴動その他の事変に起因する損害。 (5)国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。 (6)核燃料物質の有害な性質に起因する損害。 (7)置き忘れまたは紛失に起因する損害。 (8)水災、地震または噴火に起因もしくはこれらに随伴して生じた損害。 (9)詐欺または横領に起因する損害。 (10)物品の誤った使用に起因する損害。

保険金の請求について①(手続き・必要書類)

海外旅行傷害保険

1.保険金請求手続き

○ここで述べます保険金請求手続きは帰国後に請求をされる場合です。現地ではP.14~16に記載しております「日本語安心サービス」によって必要書類のお手配から保険金支払いまでを行なっております。ただし病院によっては、一時的にお立て替えいただく場合がございます。帰国後保険金を請求される場合には現地でしか手配できない下記「2.必要書類」に掲げる書類(一覧表の太枠内)を忘れずにお持ち帰りいただき、事故の日からその日を含めて30日以内に日本興亜JCB事故受付デスクあてに事故の内容をご報告ください。(P.18)

- *現地にて保険金請求手続きなどでお困りの場合も「日本語安心サービス | をご利用ください。(P.14~16)
- 2.必要書類 (◎印は原則として必要書類、○印は場合によっては必要な書類、※印は当社所定用紙があるものです。(各請求書類はコピーしたものでは認められません)

		ご請求に	こなる保	険金の 種類	治療費用 保険金	携 行 品 損 害	死 亡 保険金 (傷害)	後遺障害保険金	救 費 展 著 等 金	賠償責任	壬保険金	ご案内
必	要書類			俚規	(傷害·疾病)	損害保険金	保険金(傷害)	保険金	保険金	対 人	対 物	□ 条 N
ノヾ	ス	ポ	-	ト	0	0	0	0	0	0	0	日本出国・入国のスタンプのページおよび顔写真ページのコピー。
*	保 険	金	請求	き	0	0	0	0	0	0	0	事故のご報告後郵送させていただきます。
現	医 師	の	診断	音	0					0		現地発行のものをお持ち帰りください。(注記の波線部分をご参照ください。)
地で	治療費の)明細書	および行	頁収書	0					0		病院への支払いが済んでいない場合は病院からの請求書で結構です。
か手	死亡診断書記	たは死体	案書(死亡	時のもの)			0		0			診断者または検案した医師または病院発行のもの。
西己	事 故	t 証	明	書	0	0	0	0	0	0	0	最寄り警察署または官公署発行のもの、やむを得ない場合、第三者の証明で進めさせていただくことがございます。
) Š	支出を	証明	する	書 類	0				0			現地で支出した費用の領収書
ない書	示談書	・示言	& 金領	収書						0	0	作成してください。ただし大きな事故の場合は安易な示談は避け日本語安心サービスまでご相談ください。
類	損害額(修	理費等	を証明す	る書類		0					0	損害を与えたものの価格、修理費等を証明する書類(修理費用見積書、修理費領収書)写真 etc.
*	損 害	品	明組	書		0						送付申しあげます請求書の所定欄をご利用ください。
損	害額を	証明	する	書 類		0						損害品のご購入当時の領収書、保証書をお持ちでしたら、ご提示を願います。
死	亡保険金金	受取人	り印鑑詞	E明書			0					市区町村役所で発行
会	員の	印	鑑加	明				0				同 上
除	籍後	の戸	籍月	誊 本			0					同 上
法	定相続	人の	戸 籍	謄 本			0					同 上
委		任		状			0					必要な場合は別途保険会社よりご案内させていただきます。
*	後遺	障害	診!	折書				0				同 上
そ	の 1	也 0	書	類	0	0	0	0	0	0	0	同 上

(注)本保険請求後、健康保険に請求する場合には確認後お返しいたします。

請求金額が10万円以下の場合は診断書はなくてもかまいません。疾病の場合は事故証明書は必要ありません。

国内旅行傷害保険

1.保険金請求手続き

- ○お支払いの対象となる事故によって受傷され、または亡くなられたときは会員または保険金を受け取るべき方は、事故の日からその日を含めて30日以内に日本興亜JCB事故受付デスクあてに事故の内容をご報告ください。(P.18)
- ○会員または保険金を受け取るべき方が保険金の請求をされるときは、下記「2.必要書類」に掲げる書類をご提出ください。
- 2.必要書類 (◎印は原則として必要書類、○印は場合によっては必要な書類、※印は当社所定用紙があるものです。(各請求書類はコピーしたものでは認められません)

必要書類	死 亡	後遺障害	入 院	手 術	通院	ご案内
※保険金請求書	0	0	0	0	0	必要事項をご記入のうえ署名・捺印ください。
事故証明書	0	0	0	0	0	事故の形態により交通事故証明書・罹災証明書等をご提出ください。
※傷害状況報告書	0	0	0	0	0	必要事項をご記入のうえ署名・捺印ください。
死亡保険金受取人の印鑑証明書	0					市区町村役所でお取り付けください。
会員の印鑑証明		0	0	0	0	同 上
死亡診断書または死体検案書	0					医療機関に作成ご依頼ください。
※後遺障害診断書		0				同 上
除籍後の戸籍謄本	0	0				市区町村役所でお取り付けください。
法定相続人の戸籍謄本	0					同 上
※医師の診断書			0	0	0	医療機関に作成をご依頼ください。
※同意書	0	0	0	0	0	会員またはご家族が署名・捺印ください。
※委任状	0	0	0	0	0	会員以外の方が保険金を請求・受領される場合に必要です。
会員が公共交通乗車具に搭乗する以前にJCBカード会員がその料金をJCBカード により支払ったことを証明する書類	0	0	0	0	0	
会員が利用する宿泊施設の費用をJCBカードにより支払うまたは支払ったことを証明する次の書類 ●売上票(または旅行業者の予約確認)	0	0	0	0	0	
会員の参加する募集型企画旅行が宿泊を伴うものであることを証明する書類	0	0	0	0	0	
その他の書類	0	0	0	0	0	必要な場合は別途保険会社よりご案内させていただきます。

(注)請求金額が10万円以下の場合は診断書はなくてもかまいません。

保険金の請求について② (手続き・必要書類)

ショッピングガード保険(海外)

1.保険金請求手続き

- ○お支払いの対象となる損害が発生した場合には、会員はただちに日本興亜 JCB事故受付デスクあてに事故の内容をご報告ください。(P.18)
- ○会員の方が保険金の請求をされるときは下記「2.必要書類」に掲げる書類 をご提出ください。

2.必要書類

(◎印は原則として必要書類、○印は場合によっては必要な書類、 ※印は当社所定用紙があるものです。(各請求書類はコピーしたものでは認められません)

ご請求になる保険金の 必要書類 種類	盗難事故 保 険 金	破損事故保 険 金	火災事故 保 険 金	その他の 事故保険金	ご案内
保険金請求書(所定用紙)	0	0	0	0	必要事項をご記入のうえ、署名・捺印ください。
罹災証明および 盗難届出済証明書	0		0		管轄の警察署・消防署でお取り付けください。
修理費請求書または見積書		0	0	0	購入先または修理先でお取り付けください。
J C B 売 上 票 (お 客 様 控)	0	0	0	0	
写 真		0	0	0	
その他関係書類	0	0	0	0	必要な場合は別途保険会社よりご案内させていただきます。

(注)破損の場合、日本興亜損害保険(株)にご連絡される前に被害品を処分された時は、保険金のお支払いに差し 暗hの生じることがあります。

海外でお困りの際のホットラインサービス(1)

24時間日本語相談 日本語安心サービス

●病気やケガをされた場合●損害賠償を請求された場合●身の回り品の盗難・損害合

Q:どんなサービスですか?

A:ご旅行中にケガや病気をされたとき、損害賠償を請求されたり、携行品の損害が 生じたとき等さまざまな事故についてのご相談や、保険についてのさまざまなご相談 を、東京を含め、世界6都市に設置した日本語センターで、年中無休、通話料無料で 24時間いつでも受け付けています。

日本語を話せるスタッフが応対しますので安心してご利用ください。

※このサービスは、株式会社プレステージインターナショナルとの提携により海外 旅行損害保険ご契約のお客様に対して提供させていただくものです。

Q:サービスの具体的な内容は?

A:次のサービスがご利用いただけます。

■事故相談サービス

ケガ、病気、持ち物の盗難、賠償責任事故といった旅行中に遭遇するさまざまな事故に関するご相談を承ります。

- ◎日本人医師・もよりの医療機関の紹介・予約
- ◎医療機関へのキャッシュレス治療の手配
- ◎医師や医療機関との緊急時の通訳サポート
- ◎保険金請求に必要な書類の手配
- ◎付添者、通訳等の手配
- ◎警察への盗難届、事故証明書入手等のサポート
- ◎賠償事故の場合の現地アジャスターとの仲介
- ◎現地で保険金を受け取りたい場合の請求・支払い手続きなど
- ※ご滞在地域によってはキャッシュレス治療サービスなど一部のサービスがご利用いただけない場合がありますのであらかじめご了承ください。

O:サービスは無料ですか?

A:はい。サービスご利用の際に発生する費用は、ご契約の海外旅行傷害保険で 対象となる場合に限り、お客様のご負担とはなりません。

ただし、海外旅行傷害保険の支払対象とならない場合やかかった費用がご契約の保険金額を超過する場合の超過部分についてはお客様のご負担となりますのであらかじめご了承ください。

Q:サービスを利用するときの申込方法は?

A:ご滞在地域により連絡先の日本語センターおよび電話番号・電話方法が異なります。 地域と連絡先をご確認の上、右の表の電話番号までお電話いただければ、日本語を 話せるスタッフが24時間受付をいたします。

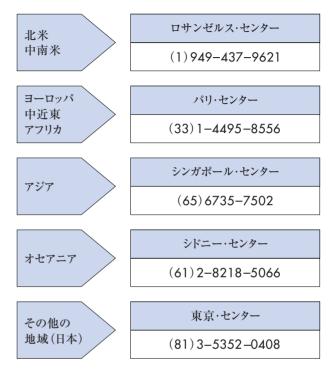
海外でお困りの際のホットラインサービス②

次の国(地域)にご滞在中は、下記の電話番号におかけください。フリーダイヤル・ オートコレクトコールまたはインターナショナル・トールフリーライン(通話料無料の国際電話)で、直接各日本語センターにつながります。一部、コレクトコールをご利用いただけない国もございます。

4 7,07	(こいない国もこさいます。	声 37 项 P	日本部 1 5 1
	滞在地域	電話番号	日本語センター
	米国本土(含むアラスカ)	1-800-984-1520	
南	カナダ	1-800-984-1520	
北	グァム	1-800-383-5756	ロサンゼルス
ア	サイパン	1-800-336-1704	- / • / •
メ	メキシコ	95-800-418-0800	
	ジャマイカ	0-800-418-0800	
リ	ハワイ	1-877-949-2812	ホノルル
カ	ブラジル	0800-891-7259	東京
	チリ	1230-020-2504	水 水
-	インドネシア	001-803-65-7226	
ア	シンガポール	1-800-735-7502	
ジ	タイ	001-800-65-6126	シンガポール
ア	フィリピン	1-800-1651-0098	
	マレーシア	1-800-80-1364	
4	台湾	00801-81-2291	
オー	中国(北京、広州、上海)	10800-8112269	
セ	中国(香港)	800-96-3129	東京
ア	マカオ	0800-442	
=	韓国	00798-81-1-0130	
ア	オーストラリア	1-800-677-128	2.10
/	ニュージーランド	0-800-444-059	シドニー
中	イスラエル	1-800-947-0017	
近	バーレーン	800-278	東京
東	アラブ首長国連邦	800-081-0-0006	
	トルコ	00-800-8191-0012	東京
	アイルランド	1-800-55-3366	
	イギリス	0800-39-3216	
¬	イタリア	8008-70983	
3	オーストリア	080029-8179	
]	オランダ	0800-022-8067	
口	ギリシャ	00800-3312-1507	
ッ	スイス	0800-55-1089	
パ	スウェーデン	020-79-4465	
	スペイン	9009-73300	パリ
•	デンマーク	8001-6125	
ア	ドイツ	0800-181-0404	
フ	ノルウェー	800-11224	
1]	ハンガリー	06-800-12219	
カ	フィンランド	0800-11-3303	
73	フランス	0-800-02-6374	
	ベルギー	0800-72662	
	ルクセンブルグ	0800-2431	
	南アフリカ	0800-99-5810	
		<u> </u>	

※滞在地域によっては公衆電話からのご利用ができない場合がございます。

左ページ以外の地域からは、ご滞在地により次の電話番号へコレクトコール(料金受信人払)でおかけください。



- ※1 コレクトコールはオペレーター申込でご利用ください。 電話のかけ方についてはP.17をご参照ください。
- ※2 電話番号の()内は国番号です。同国内からおかけになる場合は 省略してご利用ください。
- ※3 パリ、シンガポール、シドニー、ロサンゼルスの各センターについては、 夜間(パリは5:00PM〜翌9:00AM、シンガポール、シドニーは6:00 PM〜翌9:00AM、ロサンゼルスは6:00PM〜翌6:00AM)にお電話を いただいた場合には、東京へ自動転送し東京センターがご対応い たします。
- ※4 日本からのご利用の際は東京センター(03-5352-0408)へおかけ ください。
- ※5 国事情により電話番号の変更が行われる場合がございます。各番号で電話がつながらない場合は、東京センターにコレクトコールでおかけ直しください。
- ※6 電話番号は、お間違いのないようおかけください。

■国際電話のかけ方

●コレクトコールのかけ方

お客様自身で直接、またはどなたかに頼んでセンターにコレクトコール(料金受信人払い通話)で電話をしてください。

- (注)ご滞在地域の事情によりコレクトコールを依頼できない場合があり、 この場合の電話料金は自己負担となりますのでご注意ください。
- 〈参考〉オペレーターに国際電話(コレクトコール)を申し込む場合の英会話例 :ホテルの客室からかける場合、まず受話器をとってオペレータを 呼び出します。
- オペレータ: This is the overseas operator. May I help you? (オペレータです)
- お客様:I want to make an overseas collect call to Paris. Telephone number is 1-4185-8560 for Prestige International. This is Miss Michiko Aoki in room 201.

(コレクトコールをお願いします。電話番号は1-4185-8560のプレステージインターナショナルです。こちらは201号の青木みち子です。)

オペレータ: Hang up, please.

(一度切ってお待ちください)

※Hold the line please.と言われたら、電話を切らずにそのまま待ちます。

オペレータ: Thank you for waiting. Prestige International is on the line. Go ahead, please.

(お待たせしました。出ましたのでお話しください。)

- ○オペレータが、こう言ったら……
- ・Hold on, please または、Hold the line, please (受話器を切らずにそのまま待つ)
- · Hang up(and wait), please.(一度切って待つ)
- · Mr.A is on the line.(Aさんが出ました)
- · Go ahead, please,(どうぞお話しください)
- ・The line is busy.または、The number is busy.(お話し中)

●フリーダイヤル・インターナショナルトールフリー

(料金無料)

フリーダイヤルおよびインターナショナル・トール・フリーは、ご利用可能地域が決まっておりフリーダイヤルは原則同国内から、インターナショナル・トール・フリーはP.15に記載されている地域からのご利用となりますので、その他の地域からは、コレクトコールで電話してください。基本的には相手の電話番号を直接ダイヤルします。

○たとえば、ニューヨークから日本語安心サービスのロサンゼルスセンターに 電話をかける場合

1-800-984-1520

フリーダイヤル認識番号 相手の電話番号(日本語安心サービス ロサンゼルスセンター)

*センターに電話が通じたら、ケガまたは病気の状況・原因および 現在地、その他担当者が求める情報を冷静にお知らせください。

■事故時の連絡先

海外旅行中にケガ・病気をされた場合や、損害賠償を請求された場合、携行品の損害が生じた場合などはP.14~16の「日本語安心サービス」をご利用ください。

●各種事故時の連絡先(ご帰国後の連絡先) 『日本興亜JCB事故受付デスク (JCBカード自動付帯サービス専用)』

0120-258-554

営業時間 9:00AM~5:00PM 日·祝休

※『日本興亜JCB事故受付デスク』における事故受付の際、保険会社がJCB 会員資格有効性を確認するために、カード番号をご申告いただいております。

■お問い合わせ

JCBカード付帯サービス全般についてのお問い合わせは下記あてにお願いします。

JCBインフォメーションセンター

 東京
 0422-76-1700
 大阪
 06-6941-1700

 福岡
 092-712-4450
 札幌
 011-271-1411

 受付時間 9:00AM~5:00PM
 日・祝・年末年始休

※電話番号は、お間違いのないようおかけください。